

所有権留保と集合動産譲渡担保の優劣に係る判断——倒産局面への影響

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 平成 30 年 12 月 7 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（受）第 1124 号

【事 件 名】 不当利得返還等請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 民法 176 条・178 条・369 条、破産法 49 条、民事再生法 45 条

【掲 載 誌】 民集 72 巻 6 号 1044 頁、裁時 1713 号 3 頁、判時 2421 号 17 頁、判タ 1463 号 81 頁、
金判 1562 号 18 頁、金法 2105 号 6 頁

LEX/DB 文献番号 25449849

事実の概要

1 Y（被被告人）と A は、平成 22 年 3 月、Y が A に対し金属スクラップ等を継続的に売却する旨契約（以下「本件売買契約」という）し、同契約に、A は定期的に収集した目的物を受領後速やかに検収し、毎月 20 日締め翌月 10 日にその代金を支払うとの定めのほか、目的物の所有権はこの代金の完済をもって、Y から A に移転するとの定め（以下「本件条項」という）があった。

2 一方、X（上告人）と A は、平成 25 年 3 月、極度額 1 億円で X が A に融資を実行する旨の契約を締結し、同契約により X が A に対して現在及び将来有する債権を担保するため、A が所有し工場等で保管する非鉄金属製品の在庫品に X の集合動産譲渡担保権（以下「本件譲渡担保権」という）が設定され、動産譲渡登記がされた。

3 A は、平成 26 年 6 月、Y を含む債権者らに事業廃止を通知したことから、Y は、平成 27 年 1 月、A の工場で保管されていた代金の完済されていない金属スクラップ等（以下「本件動産」という）を引き揚げ、第三者に売却した。

4 X は Y に対し、本件動産等の引揚げ及び売却が X に対する不法行為に当たるとして損害賠償を請求し、選択的に、Y の得た利益は不当利得であるとして不当利得金の返還を請求し、これらの成否に関して、本件動産につき、X が Y に対し本件譲渡担保権を主張できるかが争われた。

5 原判決（東京高判平 29・3・9 金法 2091 号 71 頁）は、本件動産の所有権は A に移転していないため譲渡担保は効力を有しないなどとして、X の請求を棄却し、X が上告受理申立てをした。

判決の要旨

本判決は、本件条項に基づく所有権留保は本件動産の所有権を Y から A に移転させた上で A が Y のために担保権を設定したものとみるべきであるとの X の主張に対し、要旨以下のとおり判示して、本件動産につき、X は、Y に対して本件譲渡担保権を主張することができないと結論付け、上告を棄却した。

「本件売買契約は、金属スクラップ等を反復継続して売却するものであり、本件条項は、その売買代金の支払を確保するために、目的物の所有権がその完済をもって Y から A に移転し、その完済までは被上告人に留保される旨を定めたものである。」（判旨①）

「本件売買契約では、毎月 21 日から翌月 20 日までを一つの期間として、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権は、上記の方法で額が算定された当該期間の売買代金の完済まで被上告人に留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するために Y に留保されるものではない。上記のような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。」（判旨②）

「また、Y は、A に対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは、Y が A に本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解され、このことをもっ

て上記金属スクラップ等の所有権がAに移転したとみることはできない。」(判旨③)

「以上によれば、本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでYからAに移転しないものと解するのが相当である。」(判旨④)

判例の解説

一 はじめに

筆者に与えられたテーマは本判決を倒産法的観点から考察することである¹⁾。よって、以下では本判決の平時²⁾における意義を簡単に紹介した後、近時の倒産判例との関係について若干の検討をする。

二 本判決の平時実体法上の位置付け

1 予て最二小判昭 58・3・18(金法 1042 号 127 頁。以下「昭和 58 年最判」という)は、特定の動産に係る所有権留保と譲渡担保の競合事案で所有権留保が優先するとの判断を示しており、金融実務はこれを前提に行われてきた。

近時、所有権留保と集合動産譲渡担保の競合に関して活発な議論があるが³⁾、本判決は、流通過程にある所有権留保と集合動産譲渡担保の競合事案でも昭和 58 年最判と同様に所有権留保が優先することを示し、現在の実務を裏書きするものとなった。

2 所有権留保の法律構成には、主に売主・買主間の所有権留保(以下「売主所有権留保」という)を念頭に、学説上、目的物の所有権は代金完済まで売主に留保され、代金完済の時点で買主に移転するとの構成⁴⁾(以下「留保構成」という)と、売買契約によって売主から買主に目的物の所有権が移転し、買主から売主に留保所有権が設定されるとの構成⁵⁾(以下「移転・設定構成」という)がある⁶⁾。

留保構成では、代金完済まで目的物の所有権は買主に移転せず、その間買主の処分権は当該目的物に及ばないことから、法的に留保所有権に対して譲渡担保が競合する状況は成立せず、譲渡担保権者は留保売主に対し、当該目的物の譲渡担保を主張できないこととなる。他方、移転・設定構成では、買主を起点として留保売主、譲渡担保権者

間に対抗関係が生じるところ、集合譲渡担保の対抗要件は、設定時にこれを具備すれば新たに集合物の構成要素となった動産にも及ぶことから⁷⁾、譲渡担保権者が常に留保売主に優先する⁸⁾。

しかるところ本判決は、移転・設定構成を採るべきとのXの主張を斥け、本件条項の文言を適示の上(判旨①)、本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまで売主から買主に移転しないと判示して留保構成を採ることを明らかにした(判旨④)。

3 以上のように本判決は、売主所有権留保と集合動産譲渡担保の優劣問題について、法的構成を示して前者の優先を示した点に第一の意義があるが、これに加え、判旨②において、当該動産の売買代金以外の債権をも担保する所有権留保(拡大された所有権留保)には別異の判断がなされる可能性を示したこと、判旨③において、当該動産の転売の承諾は留保構成を妨げるものではない旨示したことも注目される。

三 近時の倒産判例との関係

1 最二小判平 22・6・4(民集 64 巻 4 号 1107 頁・金法 1910 号 68 頁。以下「平成 22 年最判」という)は、民事再生法 45 条を参照して、自動車を目的物とする売主・買主・信販会社の三者間契約で自動車の所有権を留保した信販会社が買主の再生手続で留保所有権を別除権として行使するには、手続開始時点での所有者登録が必要であるとの判断を示した。

同判決やこれに関連する最一小判平 29・12・7(民集 71 巻 10 号 1925 頁・金法 2080 号 6 頁。以下「平成 29 年最判」という)は、買主を起点とする物権変動の有無や所有者登録の位置付け(対抗要件として要求されるのか、倒産時に保護を受けるために必要な公示手段(いわゆる権利保護要件)として要求されるのか)等の判示はしておらず解釈上の議論⁹⁾があるが、平成 22 年最判以降、買主の破産・再生手続における別除権行使に関し、登録制度のない一般の動産に関する売主所有権留保の事案で所有権留保の対抗要件として占有改定を必要とするとの下級審判決(①東京地判平 22・9・8 判タ 1350 号 246 頁、②東京高判平 23・6・7 公刊物未登載(①の控訴審)、③東京地判平 25・4・24 Westlaw Japan (2013WLJPCA04248030)、④東京地判平 27・

3・4判時2268号61頁)が相次いで現れ、さらに、登録制度のない軽自動車に関する所有権留保の事案でも、信販会社の所有権留保の対抗要件として占有改定を要求する判決(⑤名古屋地判平27・2・17金法2028号89頁)が現れた。

このうち判決①ないし③は、本判決同様の流通過程の所有権留保の事案につき転売容認を理由に挙げて占有改定を否定し、判決④は特定動産の事案で占有改定を肯定した。また、判決⑤でも占有改定が認められた。

これら倒産判例と本判決との関係について、以下に検討することとする¹⁰⁾。

2 一般に、法的倒産手続は債務者に対する包括的差押えと同視され、破産管財人・再生債務者(以下「管財人等」という)は、債務者の差押債権者と同様の第三者性を有すると理解されている¹¹⁾。

さて、留保構成により集合動産譲渡担保権者との関係で対抗関係に立たず、対抗要件なくこれに優先する留保所有権者は、買主に動産差押えをした一般債権者との関係においても同様の理由から、これに優先するとの結論となろう。利益衡量上も、一般債権者を譲渡担保権者よりも有利に扱うことは逆転現象を招来することになり、妥当とはいえない。

そうすると、本判決の事案で買主Aに倒産手続が開始されたならば、留保所有権者Yは差押債権者と同様の地位にある管財人等に対しても、対抗要件を要せずして留保所有権の別除権行使が認められよう。

以上のことから、本件事案と同様の登録制度のない一般の動産に関する売主所有権留保の事案において、管財人等に対する関係で、所有権留保の対抗要件として占有改定を必要としたとした判決①ないし④は、本判決により変更を余儀なくされると解される¹²⁾(判決⑤については後述する)。

3 次に、破産・再生手続における自動車の留保所有権の別除権行使に所有者登録が必要との判断を示した平成22年最判及び平成29年最判と本判決との関係は、どのように理解すべきだろうか。

まず、平成29年最判は、信販会社が売主の留保所有権を法定代位により取得した事案であり、売主所有権留保の類型と整理できる¹³⁾。そうす

ると本件事案との重要な相違は、所有権留保の目的物の登録制度の有無にあると考えられる。

自動車の売主所有権留保の事案を平時にスライドさせ、所有者登録が売主に留保されることなく買主に移転され、買主の債権者がこれを差し押さえた場合を想定すると、たとえ留保構成を採ろうとも、当該自動車を差し押さえた買主の善意の差押債権者は民法94条2項類推による保護を受けると解される。そうであれば、倒産時の別除権行使においても、いわば「平時において所有権留保の設定につき善意の債権者からの差押えをも免れ得る公示方法」が必要と考えられ、自動車の場合は所有者登録がこれに該当する。他方、一般の動産は、留保構成によれば何らの公示なく善意の債権者からの差押えさえを免れ得ることとなるのだから、倒産時に一転して何らかの公示方法を求められることもない¹⁴⁾。

次に、平成22年最判は、目的物が登録制度のある自動車であることに加え、売主所有権留保とは類型の異なる第三者所有権留保の事案であったことが特徴的であり¹⁵⁾、同最判は、当該事案で信販会社が有する留保所有権につき、自らの「立替金等債権を担保するために、販売会社から本件自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意した」と判示した¹⁶⁾。

この場面でも、買主(債務者)を起点とした留保所有権の設定という物権変動が観念されるのか、平時の差押債権者に擬すべき再生債務者と信販会社との間に対抗関係は生じているのか等が議論となり得るが¹⁷⁾、筆者は、平成22年最判の事案においても目的物に登録制度があったことが重要であり、(一般財産には制度の存在しない)当該制度の公示力に着目することにより¹⁸⁾、本判決との関係を整合的に理解すべきものとする¹⁹⁾。

4 最後に、本判決と判決⑤との関係である。自動車の所有権留保事案である平成22年最判及び平成29年最判と本判決との整合的理解において、目的物の登録制度が重要と考える筆者の立場からは、当該所有権留保につき移転・設定構成を採るべき特段の事情も認めない判決⑤の事案では、その別除権行使につき、あえて公示力のない占有改定を必要とする要請はないように思われる。判決⑤の判断枠組みは倒産実務で既に一定程度定着しているところであるが²⁰⁾、今後、本判

決との関係を検討する必要があるようにも思われる。議論の展開が注目されるところである。

●—注

1) 本判決について既に田高寛貴「所有権留保と集合動産譲渡担保の競合」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 25号 57 頁が掲載されている。

また、本判決と近時の倒産判例との関係を扱う論文として、田高・前掲注1)の下村信江「所有権留保と譲渡担保の関係に関する覚書」近畿ロー15号1頁、小山泰史「判批」論究ジュリ29号170頁、遠藤元一「判批」金判1572号8頁、和田勝行「判批」金法2121号37頁等があり、原判決と近時倒産判例の関係に関する論文として杉本和士「倒産手続における集合動産譲渡担保と所有権留保の競合問題に関する覚書」近江幸治先生古希記念論文集『社会の発展と民法学(上巻)』(成文堂、2019年)643頁等がある。

2) 本文では債務者に法的倒産手続が開始されていない状態を指す用語として用いる。

3) 森田修「方法的総序——所有権留保と在庫担保との関係を素材として」NBL1070号4頁。「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」(道垣内弘人座長)第4回議事録(商事法務ホームページ)等。

4) 道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』(有斐閣、2017年)368頁等。

5) 高木多喜男『担保物権法〔第4版〕』(有斐閣、2005年)381頁等。

6) 本判決コメント・金法2125号77頁の整理、用語法による。

なお、所有権留保の法的構成については別に「所有権的構成」・「担保(権)的構成」との用語法があるが、論者によりその意味するところが異なると思われる。例えば、本判決につき、田村耕一「判批」広島ロー15号146頁、遠藤元一「判批」金判1575号11頁は所有権的構成を採用したとするが、田高・前掲注1)2頁は担保的構成のなかに位置付けることが可能であるとする。筆者も留保買主に物権的権利を認める限り本文中の「留保構成」も「担保的構成」たり得ると理解するが、用語の定義の問題であるため本文では用いないこととした。

7) 最三小判昭62・11・10民集41巻8号1559頁・金法1186号5頁参照。

8) 本判決コメント・前掲注6)77頁。

9) 前掲注1)の各論考を参照。

10) 本件事案でXは、平成22年最判を引用して、判例上留保所有権は別除権として取り扱われ対抗要件が要求されると主張したが、本判決は、所論引用の判例は事案を異にし、本件に適切でないと付言して、これを斥けている。

11) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第4版〕』(有斐閣、2018年)354頁、935頁等。

12) 拙稿「判批」金法2106号5頁。これに対し、杉本・前掲注1)659頁は、平時と異なり倒産時には、所有権留保の別除権行使にも「引き渡し」の具備が要求されるとされ、その結果、集合動産譲渡担保と所有権留保との競合につき平時とは逆の結論を導かれるようである。一方、田高・前掲注1)4頁は、留保構成を採りつつも売主の有する所有権の担保権への変容に物権変動が観念できるとして、平時・倒産時を問わず所有権留保に対抗要件が必要とされる(ただし、集合動産譲渡担保との関係では平時・倒産時を問わず所有権留保が優先することになる)。なお、和田・前掲注1)4頁以下も参照。

13) 森田修「判批」金法2018号33頁を参照。

14) 拙稿「〈個別報告〉所有権留保と倒産手続」金融法研究29号14頁。

15) とりわけ被担保債権が売買代金債権ではなく、第三者の立替金等債権であることが際立っている。

16) 判示は留保構成的な表現であるが、平成22年最判に関する和田勝行「判批」論叢170巻1号130~133頁は設定・移転構成と捉えるようである。

17) 田高・前掲注1)4頁は、所有権が担保権へとその内容が変容することは歴とした物権変動であるとされる。

18) あるいは、平成22年最判の事案では、自動車の所有者登録が売主に留保され買主に移転していないから、平時ならば、信販会社の所有権留保につき善意の債権者であっても、そもそも差押えができないので、既に「平時において所有権留保の設定につき善意の債権者からの差押えをも免れ得る公示方法」を具備していることにならないか、との疑問が予想される。

これに対しては、やや比喩的だが、ひとたび倒産手続が開始されれば一転して包括的な差押えがされた状態が現出する以上、仮に平時でも善意の債権者に差押えができたならばどのような利害調整がなされるべきかとの想定をしてみれば、自らが所有権留保の設定を受けながら所有者登録を経由しない信販会社は、その公示をしておらず(売主の所有者登録は、(平成29年最判の事案とは異なり)販売会社の取得した留保所有権を一度も公示したことはなく、当該留保所有権の公示方法としては無効なものといえる)、善意の差押債権者に劣後するとの評価があり得るのではないだろうか。

19) 本判決コメント・前掲注6)78頁は、平成22年最判及び平成29年最判は、所有権留保の法的構成から結論を導きだしているのではなく、問題となる法的局面において考慮すべき種々の事項を踏まえつつ、局面ごとに判断しているようにもみえるとする。

20) 中山孝雄＝金澤秀樹編『破産管財の手引〔第2版〕』(金融財政事情研究会、2015年)221頁、川畑正文＝福田修久＝小松陽一郎編『破産管財手続の運用と書式〔第3版〕』(新日本法規出版、2019年)159頁等。